

## 平成23年度 (社)全国木材組合連合会事業報告 (案)

平成23年度の我が国の経済社会は、東日本大震災・原発事故の発生により深刻な局面に見舞われました。国は5月以降に4次にわたって東日本大震災復旧・復興対策、原発事故対策、豪雨・台風災害対策そして経済対策等の補正予算措置を行いました。本格的な復旧・復興は、これからという状況にあり、国・国民挙げての取組みによりその早期実現が最大の課題となっています。木材産業の動向につきましては、新設住宅着工戸数が前年を上回ったものの83万4千戸と低水準にとどまり、依然として厳しい事業環境にありました。

平成23年は、国際森林年で人々に対する森林・木材利用の理解促進に関する様々な取組みが展開され、そして森林・林業再生プラン実現に向けた新たな施策展開の元年でありました。経済・景気動向は厳しいものとなっていますが、国等による復旧・復興対策、景気対策、さらに業界の最大限の木材利用促進努力などにより、大震災地域の復旧・復興、景気の回復、そして木材産業の再興が一日も早く実現できることを強く期待するものであります。

平成23年度事業活動の概括は次のとおりです。

第一は、東日本大震災・原発事故への対応です。震災直後に全木連に「東日本大震災対策本部」を設置し、被害状況の把握、募金・見舞事業の緊急実施、復旧に必要な不可欠な資材である木材の需給・価格安定の取組みに関する特別宣言決議、そして原木・製品の処理、再建に必要な機械施設の整理復旧・新規導入、運転資金の確保、原木・製品受入先の確保などの対策実現などに取り組みました。また原発事故に伴う放射能汚染風評被害、避難事業者の生活・事業資金、除染・バーク処理などの対策実現、被災地域の木材の円滑な取引促進、木材製品の安全性等について情報提供・普及等に努めました。

第二は、低炭素社会の実現に大きく貢献する「木材・木材利用」の理解を深める取組みです。一般消費者、木材ユーザー、関係機関等に対して、木材展示・セミナー等を開催し、くらしと木材・木材利用の意義などについて普及活動を実施するとともに、木育活動、違法伐採対策、木質バイオマス利用やJAS製品・制度の普及などの推進に積極的に取り組みました。

また、平成23年は国連が定めた「国際森林年」で、会員と連携して各種イベント、セミナー等に積極的に参画して森林と木材利用の大切さについての幅広い普及に取り組みました。

第三に、住宅、公共建築物等への木材・地域材の利用拡大等の取組みです。木造住宅建築は木材需要の大きなウエイトを占めており、長期優良住宅の建設、住宅エコポイントの活用などの推進、さらには2×4工法における地域材利用促進、新た

な木材利用分野開発の推進などに取り組みました。公共建築物については、公共建築物等木材利用促進法制度の円滑な運用が図られるよう、地方公共団体における基本方針の早期策定推進、会員挙げての「木材利用緊急対策」を展開し全国各地においてセミナー開催や建築・行政関係との連携・普及に取り組みました。また、街づくり、商工業施設への木材利用拡大に資するため、先進的取組み事例の発表会開催・普及などに取り組みました。さらに、これらが着実に推進できるよう関連対策の充実強化の要請とその有効活用推進に取り組みました。

第四に、木材産業の効率的な流通・加工体制整備、経営安定の取り組みです。低コストかつ品質の安定した加工・流通体制の構築に向けて、木材加工施設の高度化、規模拡大、中小工場の有機的連携対策の推進、そして関連施策の充実とその有効活用を推進しました。特に森林整備加速化・林業再生基金事業については、本年度限りの措置とされていたことから、会員と連携を密にしてその拡充延長を関係方面に要請を重ね、「復興木材安定供給対策事業」として実現できました。経営支援対策関連では、中小企業信用保証関連のセーフティネット保証制度の延長、金融・税制改善等、また、これらのきめ細かな情報提供の活動に取り組みました。

第五に、第46回全国木材産業振興大会におけるスローガン「新たな木材利用への挑戦で木材産業の創造的再興」に向けた業界総意の確認と内外に向けたアピールの実施です。大会は平成23年10月19日に岩手県盛岡市で全国から約700名の参加者の下で開催し、「森林のめぐみを活かす大震災復興」をサブスローガンに掲げて東日本大震災の復旧・復興とそのために必要な木材の需給安定、地域木材を活かした支援対策の充実のほか、住生活空間・公共建築物などへの木材・国産材利用の大幅拡大、中小企業対策の充実強化、再生可能な「木材」の利用推進のための税制度・エコポイント制度の拡充・導入などについて宣言決議を行い、それを踏まえて会員挙げて実現に向けた諸活動に取り組みました。

平成23年度は、以上のほか木材貿易、品質、性能に優れ健康、環境に配慮した木材製品の安定的な生産販売推進などに取り組みました。これらを進めるに当たっては関係団体、関係省庁等の格別なご協力をいただき深く感謝申し上げます。ここに以下のとおり事業報告します。

## I 東日本大震災の復旧・復興の取組み

### 1. 東日本大震災対策本部の取組み

「東日本大震災」は、多くの地域、人々に未曾有の被害をもたらし、木材産業にあっても工場の倒壊・機械施設等の破損、原発事故による操業停止など甚大な被害を受けた。当会は、大震災発生後に直ちに「全木連東日本大震災対策本部」を設置し、被災状況把握や復旧・復興対策実現などの取組みを実施した。

#### (1) 募金・見舞事業の実施

全国の会員による募金活動を行い、被災地会員への寄附を通じ被災事業者の方々の復旧・復興支援を実施した。

#### (2) 大震災の緊急的対応等

ア 復旧に不可欠な木質資材について、その円滑な供給確保のため窓口を開設し所要の対応を進めるとともに、総会等で「木材需給・価格安定」について木材業界挙げて取り組むとの特別宣言決議を行い、木材需給を巡っての混乱がないよう取り組んだ。

イ 食料等輸送車両や被災者受入施設等の協力、被災者の就労・雇用創出推進などの協力要請を実施した。

ウ 平成23年10月に被災県の岩手県盛岡市で「全国木材産業振興大会」(700名参加)を開催し、全国の木材事業者挙げて「森林のめぐみを活かす大震災復興」を参加者一同で共有し、今後の木材業界の取組みや政策提言などについて宣言決議した。

#### (3) 被災木材関連事業者の対応

ア 大震災により、製紙、合板、ボード、製材、木材チップ等々多くの事業者が甚大な被害を受けた。そのため、緊急的な資金繰り支援、流失・散乱した原木・製品の処理、再建のための機械施設の整理、新規設備導入、運転資金の確保等、さらに原木・製品受入先の確保などに対する支援等について関係機関に重ねての要請を実施した。

イ 国は4次にわたる補正予算を講じ、被災事業の復旧復興に向けた取り組みが開始されているが、あまりにも大きい被害のため本格的にはこれからという状況にある。

#### (4) 原発事故関連への対応

ア 原発事故に伴い、関係地域の木材事業者は事業休止・撤退を余儀なくされ、また、放射能汚染関連での風評被害・生産規制等による原木・製品の生産販売に大きな影響を受け、さらにバーク・チップ等処理が困難になるなど極めて深刻な事業環境に陥った事業者が多い。

イ このような事態の中で、事業者に対する円滑な補償、放射能風評被害対策、生活・事業資金対策、除染・バーク処理対策などについて関係機関等に働きかけを重ねるとともに、被災地域木材の円滑な取引促進、木材製品の安全性等について情報提供・普及に努めた。

ウ 国は補正予算措置のほか各方面にわたる取組みを進めているが、事態は深刻で早期解決に向けたあらゆる対策が緊要となっている。

## II 木材利用の総合的推進の取組み

木材は低炭素社会の実現に大きく貢献するものであり、その利用推進のため、一般消費者、木材ユーザー、関係機関等々に向けてセミナー開催等による普及活動、木育活動支援、違法伐採対策推進など積極的に取組んだ。

### 1. 国際森林年と木材利用の推進

平成23年は国連が定めた「国際森林年」で、この取組みを推進する中核的組織である国際森林年国内委員会は、人々が暮らしの中に森林や木材が取り入れられることへの期待を込めて、「森を歩く」「未来に向かって日本の森を活かそう」～「森林・林業再生元年」～」をテーマに決定し、このテーマの下に、全国各地域、関係者により多彩な取組みが推進された。

木材利用の推進を図る上で、この取組みは極めて重要であることから、会員と連携して各種イベント、セミナー等においてその積極的な参画・普及に取り組んだ。

### 2. 消費者等への木材利用普及の取組み

#### (1) 首都圏等における木材・国産材利用セミナー・フェアの開催

ア 一般消費者や木材ユーザーを対象として「活かして使おう国産材フェア」を会員の参加協力の下にジャパンホームショー（9月）、エコプロダクツ展（12月）、農林水産祭「実りのフェスティバル」（11月）に出展・開催し、くらし・地球環境保全と木材利用、木材の特質などの普及啓発活動を実施した。

イ また、11月には一般消費者等を募集して、森林、木材加工の現場で「森と木とすまいツアー&セミナー」を開催し、森林とくらしや森林整備に貢献する木材利用などについて普及推進活動を実施した。

ウ 平成24年2月には、「新たな木材利用」事例発表会を開催し（木材利用推進中央協議会と共催）、東日本大震災関連の木造仮設住宅建設、身近な生活空間における新たな木材利用取組などについての事例発表・意見交換を行った。公共建築物等木材利用促進法制度の施行等もあって、一般消費者、建築設計関係、家具・木材事業等の多数の参加者から大きな関心が寄せられた。

(2) 全国各地域における木材・国産材利用の緊急的取組み

平成23年度は、公共建築物木材利用促進法制度の運用並びに木材自給率50パーセントを目標とする森林・林業再生プランの実現対策の初年度に当たり、全国各地域において木材・国産材利用推進のためのセミナー、シンポジウム、地方公共団体等への働きかけなどの活動を実施した。

(3) 木材PRポスター等の活用による普及

「健康」の木造住宅を訴える内容の木材PRポスター1.5万枚-「元気いっぱい、木もいっぱい」-を作成し会員を通じて広く配布し、また、「もっと知りたい木材の良さ」、「木の再発見」などのパンフレットを「活かして使おう国産材フェア」などで広く人々に配布し木材の利用PRを推進した。

(4) 木づかい運動への参画

林野庁が進めている、木材・国産材の利用拡大に向けた幅広い「木づかい運動」に対応して、全国各地で多くの機関・関係者が参画して「木づかい推進月間」(10月)を中心にフェアや展示会等の各種イベント、一般消費者、企業向けのセミナー、シンポジウムなどが実施された。当会は、会員とともに「木づかい運動」の各種のフェア、シンポジウムなどに積極的に参加協力し、またイベント等において「木づかい運動推進ポスター」や「木づかい普及」小冊子を活用・配布し、その普及に努めた。

(5) 木育活動の推進

木材の良さやその利用の意義を学ぶ「木育活動」については、各地域、団体等で積極的に進められている。中長期的な木材利用促進のためには、こうした取組みは重要である。当会は、この「木育」活動の推進の全体的取組みのほか、平成23年8月、11月の「高校生ものづくりコンテスト」平成24年1月の「全国中学生創造ものづくり教育フェア」に資材提供・協力を行うなど、その推進に取組んだ。

(6) 木材の産地、品質等表示の普及推進

木材製品の産地、品質、加工種等について、JAS、地域の産地認証、合法性等証明、ホルムアルデヒド放散等級表示の取組みを推進し、一般消費者、ユーザー等に対しても各種イベント、セミナー等において、その普及等に取組んだ。

3. 木材利用に係る国際的取組み推進

(1) COP17と木材利用

平成23年12月開催された気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)においては、京都議定書第二約束期間の森林吸収源に係る伐採木材製品(HWP)は第一約束期間の「伐採時点で炭素排出計上」から「廃棄された時点で炭素排

出計上」に切替えられることが合意され、低炭素社会構築のため木材利用の貢献がさらに明確化された。

## (2) 違法伐採対策の推進

世界の各国が協調して進められている違法伐採対策の積極的推進のため、合法性等の証明された木材・木材製品の利用普及、供給体制整備の促進の諸活動に取り組んだ。

### ア 合法木材・木材製品の供給体制の推進

(ア) 平成22年度の合法木材・木材製品の供給は、認定事業者が取り扱う国産材原木の72%、原木輸入の32%、素材流通では国内材の56%となり、その比率は年々高まっている。また、平成24年3月段階の認定団体数は141団体、認定事業者数は8,560事業者となるなど合法木材供給体制の整備は着実に進展してきている。

(イ) 供給される合法木材・木製品の信頼性向上を図るため、認定団体の責任者を対象とした中央研修、全国の認定団体による事業者研修を実施した。

### イ 合法木材・木製品の普及・利用推進の取組み

(ア) 合法木材・木製品の普及・利用を推進するため、認定団体（都道府県木（協）連など）の協力を得て国等の機関、地方公共団体への普及活動や建築関係向けのセミナー等を開催した。また、一般消費者、需要者への普及を図るため、ポスター、パンフレットを作成配布、DIYショー、エコプロダクツ展への出展、農林水産省「消費者の部屋」（特別展示）など多彩な取組みを実施した。

(イ) 合法性証明木材・木製品の「みえる化」システムの構築に向けて、ラベリングによる実証取組みを実施し、供給、需要、消費の一連の段階における課題等について調査分析を実施した。

### ウ 輸入材の取組み

中国木材流通協会の協力の下に山東省臨沂（リンギ）市においてセミナーを開催し、日本の取組みを中国の木材関連業界に普及した。また、世界各国における違法伐採対策の取組み状況の把握・普及や米国などの木材関係団体と情報交換を実施した。

## (3) 海外諸国との連携による木材利用

米国、カナダ、マレーシアなどの木材関係団体と違法伐採対策の推進動向等について情報交換を実施した。

## 4. 木質バイオマス等の利用推進

### (1) 再生可能エネルギー電気調達法と木材

再生可能エネルギー電力を電力会社が全量買い取るための「電気事業者によ

る再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が平成23年8月に成立し、平成24年7月1日から制度がスタートすることになった。2,000万立方メートルに及ぶ林地残材などの有効活用の推進が大きく期待でき、この制度の早期実現等の活動を実施した。

## (2) 木材のカーボンビジネスとしての取組み

低炭素化社会の構築に向けて、国全体を動かす仕組みとして税のグリーン化、見える化などの取組みが進められているが、こうした動きは、木材利用の推進、新たなビジネスチャンスにつながるものであり、その対応に積極的に取り組んだ。

ア カーボンフットプリントの制度は、商品の製造・輸送・排気などで発生するCO<sub>2</sub>の量を表示するものである。これについては経済産業省が検討を進め平成21年度から試行的に事業を実施し、平成23年3月に木材・木質材料についてのガイドライン（商品別算定基準PCR）が認定公表、10月にその改定が行われた。全木連ではこの作成過程に参画し、利用しやすい基準となるよう提言等を行った。

イ 温室効果ガス（CO<sub>2</sub>など）排出量取引の国内クレジット制度、カーボンオフセットクレジット制度などが開始されている。エネルギー源を木質バイオマスボイラーなどに転換していくことにより温室効果ガスが取引対象となる仕組みであり、これらの情報提供等に取り組んだ。

## 5. 木材利用の提案活動等

ア 平成23年8月の森林・林業・木材関係施策に関する林野庁との意見交換会（正副会長）、平成23年10月の全国木材産業振興大会の宣言決議、平成24年1月の国産材・外材委員会の討議等を踏まえて、木材利用推進に関する政策提案を折に触れて実施した。

イ 平成23年9月には、木材利用推進中央協議会とともに公共建築物、生活空間における木材利用推進の提案を林野庁ほか8関係省庁などに提案活動を実施した。

ウ このほか、森林・林業基本計画や木材利用に関する政策等の意見具申等に努めた。

## Ⅲ 住宅、公共建築物等への木材利用推進

住宅部門における木材利用推進は極めて重要であり、木造住宅建設、リフォーム、内装材等への木材利用推進活動や関連対策の充実強化、その有効活用の促進に取り組んだ。

## 1. 木造住宅への木材・地域材利用

### (1) 東日本大震災被災地の木造応急仮設住宅整備について

被災各県においては、地域材を活用した木造の応急仮設住宅の整備も進められ、被災地域の木材事業者は建築事業者と連携し積極的にその対応に取り組んだ。

### (2) 木のまち・木のいえ推進

ア 産官学が連携した「木のまち・木のいえ推進フォーラム」に引続き参画し、同フォーラムが主催する「リレーフォーラム」に多くの会員が積極的に参加するなどその活動推進に努めた。

イ 平成22年度から、国土交通省と林野庁は連携して「木のまち・木のいえづくり」推進のために木材と木造の精通した人材育成に取り組んでいる。会員に対して、このプロジェクトへの参画を呼びかけ、平成23年度は12事業者が取り組んだ。

### (3) 地域材利用の耐震改修の取組み

「木の家耐震改修推進会議」（議長：養老孟司東京大学名誉教授）の運営委員として参加するとともに、関連施策の利活用等による住宅耐震改修の推進に努めた。この部門での木材利用推進のため製品開発等に積極的に取り組んだ会員も少なくなかった。

## 2. 木造住宅振興対策の積極的活用の推進

### (1) 木造住宅等への木材利用促進

ア 国土交通省は、木造住宅振興のため「木のまち・木のいえ整備促進事業」など積極的な施策を展開し、中小工務店における長期優良住宅普及促進対策（地域資源活用型（都道府県認証材、合法木材利用など）の場合には上乘せ支援）や先導的な設計・施工技術を導入する大規模木造建築物等の建設支援対策、さらには緊急に耐震化が必要な建築物の耐震診断、耐震改修支援などを進めている。

これら事業は、民間事業者等の提案公募により進められ、その有効活用等についての情報連絡に取り組んだ。木材関連事業者、都道府県木連などから、積極的な提案が行われ地域材の利用推進、建築関係事業者との連携促進が推進された。また、住宅関連施策・税制など幅広い情報の提供に努め、住宅部門における木材利用の推進に努めた。

イ 林野庁の木造住宅推進関連対策では、木造住宅建設促進のための部材開発、地域関係者の連携促進、新たな利用分野の開拓などが展開され、その有効利活用を積極的に推進した。会員、事業者等は都道府県段階の森林整備加速化・林業再生基金事業のほか、林野庁が直接募集するこれら事業に積極的に取り組んだ。

## (2) エコポイント制度の活用推進

ア 住宅エコポイント制度は、平成23年7月31日までの着工住宅が対象となっていたが、大震災復興・景気対策との観点から平成23年度第3次補正予算で「復興支援・住宅エコポイント対策」として制度の延長再開が行われた。木造住宅建設の冷え込みが懸念されることから、その活用推進に努めた。

イ 当会活動の重点事項である「木材エコポイント」の制度化要望に対応して、平成22年度第一次補正予算で措置された産地等が明らかな木材利用住宅支援対策について、平成23年度においても都道府県等地方単独事業と併せてその有効活用の推進に努めた。

## (3) 地域材利用の住宅建設促進の地方単独事業の推進

都道府県、市町村における地域材利用の住宅助成実施状況や地方財政措置などの政策情報の提供を重ね、地方単独事業の有効活用による取組みを推進した。都道府県木連等の努力により、平成23年度における地方単独の地域材利用住宅助成制度は都道府県で43、市町村で190に増加した。

## 3. 公共施設・商工業施設等の木材利用促進

### (1) 公共施設等への木材利用促進

#### ア 公共建築物等木材利用制度推進の取組み

(ア) 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年10月施行）の運用が本格的に動き出し、会員と連携して地方公共団体等の基本方針の早期策定、木造建築の促進等の推進に取り組んだ。基本方針は都道府県にあっては全て作成され、市町村にあっては370市町村で作成が行われた（平成23年度末現在）。林野庁は木造公共建築物建設促進等のための支援措置を講じ、また国土交通省は、「木のまち・木のいえ整備促進事業」で支援対策を講ずるほか「木造計画・設計基準」を策定し、また木造3階建て学校の防火基準の整備検討を進めている。

この法制度化については多くの機関・人々から関心が寄せられ、建築物等への木材・国産材利用の機運が高まってきている。そのような中で、その定着推進等のため関係省庁の支援対策、都道府県・各地域の取組情報の整理・提供、大規模木造建築物の構造部材調査分析の推進に取り組んだ。

(イ) 当会事業として「木材利用緊急対策」を展開し、会員挙げてのその適切な運用、建設促進を図るために、全国各地域でセミナー・シンポジウム開催、市町村・関係機関への制度・建築事例の普及などに取り組んだ。

(ウ) 景気が低迷する中で、平成23年度後半の木材需要を創出する緊急的対策実現を要請し、平成24年2月に公共建築物への木材利用対策（森林・林業・木材産業再生緊急対策事業71億円）が措置され、その有効活用促進に取り組んだ。

## (2) 学校施設への木材利用の取組み

文部科学省は、木材を活用した学校施設づくりの取組を支援するため、木材活用に関する施策紹介や専門家による特別講演、地方公共団体の取組紹介、木造学校施設の視察等を通じて、地方公共団体や木材関連企業、設計者等に向けて、「木材を活用した学校施設づくり講習会」を11月に全国3会場で実施することから、その情報提供を行った。

## (3) まちづくり、商工業建築物等への利用推進

まちづくりや商工業建築物等の分野で木材利用拡大のため、会員、木材事業者は関連施設の建築等事例を活用して積極的な木材利用推進の活動を進めている。その一層の推進のために平成24年2月に「新たな木材利用」事例発表会を開催し、大規模木造建築物、まちづくり、福祉用具・オフィス家具などの取組事例の発表を実施したほか各般の関連情報の提供等に取り組んだ。また、木造公共建築物等の整備に係る設計段階からの技術支援の公募情報等を情報提供した。

# IV 効率的な加工・流通体制構築に向けた取組み

## 1. 「森林林業再生プラン」と木材産業

(1) 木材自給率50%以上を目標とする「森林・林業再生プラン」の実現のため、平成22年の公共建築物等木材利用促進法制度の制定に続き平成23年には森林法が改正され、また「森林・林業基本計画」の変更が行われた。森林・林業基本計画は総需要量の見通し、国産材供給量の目標を定め、その達成のための原木安定供給体制の整備、総合的な木材利用の推進、効率的な加工・流通体制づくりなどの施策展開方向を明らかにしている。

(2) これら施策の展開に当たっては、会員とともに機会あるごとに意見交換、施策の充実強化等の活動に努めた。特に、地域の工夫、特色を活かして、間伐、木材加工施設整備等を進める森林整備加速化・林業再生基金事業は平成23年度末限りの措置とされていた。この事業は森林・林業再生プランの実現のために不可欠な事業であり、全国の会員と連携を強めてその延長拡充、その他の施策充実について提案活動等を各方面に実施した。

## 2. 東日本大震災と木材産業対策の取組み

### (1) 東日本大震災復旧・復興の取組み

ア 東日本大震災で甚大な被害を受けた木材産業の復旧・復興のため、緊急的な資金繰り支援、流失・散乱した原木・製品の処理、再建のための機械施設の整理、新規設備導入、運転資金の確保等、さらに原木・製品受入先の確保などに対する支援等について関係機関に重ねての要請を実施した。

イ また、原発事故、事業者に対する円滑な補償、放射能風評被害対策、生活・事業資金対策、除染・パーク処理対策などについて関係機関等に働きかけを重ねるとともに、被災地域木材の円滑な取引促進、木材製品の安全性等について情報提供・普及に努めた。

## (2) セーフティネット等経営支援対策

セーフティネット等経営支援対策など、きめ細かい情報提供、充実等の活動に取り組んだ。セーフティネット保証制度（100%保証〔一般保証と別枠で利用可能、保証限度額：8千万円（無担保）、2億円（有担保）〕）は、東日本大震災、円高を踏まえ原則全業種が対象とされて平成24年3月31日まで措置された。また、東日本大震災により直接又は間接被害を受けた中小企業者を対象として、平成23年5月「東日本大震災復興緊急保証制度」の運用が開始され、一般保証とは別枠で、セーフティネット保証、災害関係保証とあわせて、無担保1億6千万円、最大5億6千万円まで利用が可能となった。

（独）農林漁業信用基金の運転資金制度については、震災復旧緊急保証など一部見直しがあったが木材事業者が資金利用しやすいように措置された。

## (3) 雇用調整、雇用対策の取組

東日本大震災に関連して、政府は緊急的な雇用対策として4月～10月の3回にわたって、復旧事業等による雇用創出、被災者の雇用維持・生活の安定、地域経済・産業の再生・復興による雇用創出等の対策を決定し、これらについて時機を失することなく情報提供、またパンフレット「雇用安定のために」～事業主の方への給付金のご案内（平成23年度版）～を配布する等により、被災木材事業者・全国の木材事業者の利活用取組みを推進した。

## 3. 木材需給の変化に応じた木材産業の確立

### (1) 中小工場の有機的連携等の推進

ア 木材需要の低迷・減少の影響を受け、製材等工場数は事業撤退等により大幅に減少し続け地域の木材の利用・加工体制の弱体化が懸念されている。そのため地域の中小工場が連携して品質管理や製品の安定供給を行う体制整備、事業活動の新たな展開の推進に努めた。

イ 輸入材の国産材への原料転換や2×4住宅部材や土木用資材等の分野における国産材の利用拡大などの推進に取り組んだ。

### (2) 木材加工流通の合理化、高度化

ア 低コストかつ品質の安定した加工・流通体制の構築に向けて、木材施設機械、乾燥施設等の高度化、規模拡大に有効な交付金・補助事業、融資事業、リース事業などについて広く情報提供を数次にわたって行いその活用を推進するとともに一層の制度充実活動に取り組んだ。

イ 林野庁の「木材需給会議」に委員として協力し、木材需給の安定化に努めるとともに国土交通省の「建築資材需給連絡会」に協力し公共事業における木材供給の安定化に努めた。

### (3) JAS制度等の普及

品質の明確なJAS製材品の供給体制整備やJAS制度普及は、緊要の課題である。そのため、社団法人全日本木材市場連盟、社団法人全国木材市売買方組合連盟と共同して「JAS製材品普及推進展示会」を全国6箇所で開催したほか、国産材製品フェアなどにおいてJAS製品展示・制度普及に取り組んだ。平成24年3月末の全国の製材JAS認定工場数は、610工場となっている。

### (4) 地域材原木の安定供給体制整備への取組み

原木の安定供給・確保のためには、施業の集約化・路網の整備、高性能林業機械の整備等を促進し規模拡大と生産性の向上を実現することが重要である。そのため関係団体等と連携を図りつつ、補助、リース、制度融資、利子助成などの対策を通じ高性能林業機械の導入、経営規模の拡大、森林等の分散防止、流通施設等の整備促進に取り組んだ。

### (5) 労働安全・福利対策

ア 木材業界を挙げた労災防止の活動が実り、平成24年度からの木材・木製品製造業の労災保険料率は、現行より千分の2引下げとなって千分の13になった（年間8.4億円の負担減と想定）。労働安全の確保のため林材業ゼロ災運動、林材業リスクアセスメント活動を促進した。

イ 林業退職金共済制度加入促進についての対応

林業退職金制度については、その重要性に鑑み、引き続き都道府県木連を通じて加入促進に取り組んだ。

### (6) フォークリフト等の軽油引取税の免税措置への対応

軽油引取税（地方税）については、道路特定財源の一般財源化に伴い、目的税から普通税に改められ用途制限を廃止された。木材加工工場や木材市場等で使用されるフォークリフトなどの軽油引取税の免税措置は、平成24年3月まで暫定的に継続されていたが、木材関連産業の役割、厳しい経営状況等に鑑みその恒久措置化を関係各方面に強く要請を続け、平成24年4月以降3年間は免税措置が継続されることになった。

## 4. 木材貿易、木材輸出への対応

### (1) 木材輸出

国産材の海外への輸出振興のため、一般社団法人日本木材輸出振興協会と連携してその推進に努めた。中国の「木構造設計規範」において日本産スギ、ヒ

ノキ、カラマツが一般構造用製材として利用可能な樹種として明記されるよう活動を推進した。

## (2) TPP、WTO等への対応

ア 政府与党は、平成23年秋に環太平洋パートナーシップ協定（TPP）参加に向けた協議開始を決定した。これについては関係団体等との連携の下に慎重な対応を働きかけた。

EPA／FTAについては、ASEAN諸国など13の協定が合意発効されている。平成24年3月には首脳間でカナダとの交渉開始が決定され韓国、豪州も含め4カ国（地域）が交渉中となっており、EUとは交渉前段の共同研究が進められている。全木連としては、木材産業を取り巻く事情を踏まえ品目により柔軟な対応がとれるような対応に努めた。

イ WTOのドーハラウンドについては、世界経済の不透明、途上国・先進国間での考え方の相違などにより、交渉が進展しなかった。

ウ ロシア材については、ロシアのWTO加盟交渉の過程で輸出税率が引き下げられる方向で検討が進められている。引き続き原料転換等の推進、情報収集・交換に努めた。

## 5. 住宅等建築制度への取組

### (1) 建築関係制度への対応

建築関係等の諸制度については、引続き木材の利用が一層推進できることを基本として必要な対応に取り組んだ。

ア 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の規定（建築基準法等の規制のあり方を検討し必要な法制上の措置等を行う規定）並びに平成22年9月閣議決定の「日本を元気にする規制改革100」（建築確認申請・申請手続きの迅速化、校舎等の構造計算関連見直し等）を踏まえ、国土交通省は木造3階建て学校の防火基準整備検討や現行の建築法体系をわかりやすく・効率的な規制制度等への見直し検討を進めている。また、農林水産省は製材、集成材のJAS規格改正作業を進めている。文部科学省は、木造校舎の構造設計標準の在り方の検討を進めている。これらについて、今後の動向を注視しつつ必要な対応に取り組んだ。

イ 国土交通省では伝統的構法を再評価するために、構造実験・分析、地域建材の品質性能の調査などに取り組んでいる。このことは地域材利用を図る上で注目される所であり、情報の収集・提供、調査委員会への参加等に取り組んだ。

### (2) 住宅産業との連携等

木材の利用拡大に向けて、(社)全国中小建築工事業団体連合会、(社)日本木造住宅産業協会、(社)日本ツーバイフォー建築協会などと意見交換等を行うな

ど連携強化に努めた。また、住宅建築関係諸制度、補助・融資・税制などについて、最新情報を全木連HPに掲載するとともに情報周知を図った。

## 6. 環境安全等対策の推進

### (1) 木くずの取扱いについて

木くずの取り扱いについては、一定の要件を満たす燃料として利用される木質焚ボイラーは、産業廃棄物の焼却施設には当たらないものとして取り扱われることとなっており、引続きその定着化に努めた。

### (2) 揮発性有機化合物（VOC）問題への対応

製材品は健康安全性に優れた資材であること等についてリーフレット、各種イベント等で普及を図るとともに、アセトアルデヒド、トルエン等の揮発性有機化合物を巡る動向について引続き最大限の注視に努め必要な対応に努めた。

## V 全木連活動の活性化等の取組み

### 1. 第46回全国木材産業振興大会

平成23年10月19日に盛岡市で全国から約700名の参加を得て第46回全国木材産業振興大会（全木協連共催、全木連東北支部協力）を開催した。「新たな木材利用への挑戦で木材産業の創造的再興～森林のめぐみを活かす大震災復興～」を大会スローガンとして、①東日本大震災の復旧・復興のため、木材の需給安定と地域の木材を活かした支援対策の充実、②住生活空間、公共建築物、商工業施設などへの木材・国産材利用の大幅拡大、木質バイオマス利用の促進、③木材産業の活性化のため、経済対策、中小企業対策などの充実強化、④安全・安心のJAS製品、合法木材・木製品、乾燥材などの供給体制の整備や林業・木材産業の担い手の育成確保、⑤再生可能な「木材」の利用推進のための税制度・エコポイント制度などの拡充・導入について大会宣言決議を行った。

### 2. 全木連各種委員会の活動

(1) 平成23年8月5日、総務委員会を開催し平成23年度全国木材産業振興大会開催方針等を決定するとともに、林野庁幹部と林業・木材産業の振興に関する意見交換を行った。

(2) 平成24年1月31日、国産材・外材の合同委員会を開催し、木材需給動向等の情勢、振興方策、各地域における国産材・外材関連企業の動向等について意見交換等を行った。

- (3) 平成24年2月16日にPR委員会を開催し、平成24年度における木材利用普及事業の取組み方向、木材PRポスターの企画方針等について審議した。

### 3. 全木連情報システムの構築への対応

- (1) 木材・木材産業、住宅、行政関連情報の提供・収集について、全木連関連～会員団体とリアルタイムに双方向で効率的な運営を図られるように、全木連のホームページ及び電子メールの適切な活用を行った。
- (2) また、一般消費者・建築関係者に木材・木材利用に関する様々な情報を提供するためHPの改善に取り組んだ。

### 4. 第50回農林水産祭「実りのフェスティバル」への参加

平成23年11月に農林水産省と（財）日本農林漁業振興会主催の農林水産祭「実りのフェスティバル」に木材関係中央団体と協力の下に参加し、JAS製材品・木質建材の普及、日曜大工教室開催による木材触れ合いの活動を実施した。

### 5. 都道府県木連総会、全木連支部会議等への参加

- (1) 都道府県木連総会（業種別会員団体の総会を含む。）
- (2) 全木連支部会議
- (3) 木材産業等大会（日本木青連大会を含む）
- (4) ブロックにおける行政との連絡会議（四国、九州）

### 6. 関係団体活動への参加等

森林・林業・木材産業、住宅産業、中小企業、環境関連団体事業活動への参加・協力を積極的に取り組んだ。